

### 3 施設・設備の整備状況、経費

区 分		内 容				備考					
(1) 校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	東京有明医療大学 と共用					
	校舎敷地	5,954㎡	0㎡	0㎡	5,954㎡						
	運動場用地	2,500㎡	0㎡	0㎡	2,500㎡						
	小 計	8,454㎡	0㎡	0㎡	8,454㎡						
	そ の 他	547㎡	0㎡	0㎡	547㎡						
合 計	9,001㎡	0㎡	0㎡	9,001㎡							
(2) 校 舎	専 用	15,197㎡	0㎡	0㎡	15,197㎡	東京有明医療大学 と共用					
	(15,197㎡)	(0㎡)	(0㎡)	(15,197㎡)							
(3) 教 室 等	講 義 室	17室	演 習 室	6室	実験実習室	14室	情報処理学習施設	1室	語学学習施設	0室	情報処理学習施設が語 学学習施設の機能を兼 ねることが可能。
					(補助職員 2人)	(補助職員 0人)					
(4) 専任教員研究室	新設学部等の名称		室 数								
	保健医療学研究科 保健医療学専攻		24 室								
	看護学研究科 看護学専攻		13 室								
(5) 図 書 ・ 設 備	新設学部等の 名称	図 書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標 本 点				
	保健医療学研究科 保健医療学専攻	6,600 [1,045] (6,523 [1,046])	49 [12] (46 [8])	6[6] (6[6])	45 (43)	3,880 (3,863)	34 (30)				
	看護学研究科 看護学専攻	7,700 [1,125] (7,612 [1,119])	66 [13] (65 [13])	12[10] (10[8])	150 (150)	2,370 (2,360)	78 (78)				
	計	14,300 [2,170] (14,135 [2,165])	115 [25] (111 [21])	18[16] (16[14])	195 (193)	6,250 (6,223)	112 (108)				
	保健医療学研究科 保健医療学専攻	6,600 [1,045] (6,523 [1,046])	49 [12] (46 [8])	6[6] (6[6])	45 (43)	3,880 (3,863)	34 (30)				
(6) 図 書 館	面 積		閱 覧 座 席 数		収 納 可 能 冊 数		閲覧座席数には図書室 隣接の閲覧座席を含 む。				
	4 5 2 ㎡		1 3 6 席		5 0 , 0 0 0 冊						
(7) 体 育 館	面 積		体 育 館 以 外 の ス ポ ー ツ 施 設 の 概 要								
	6 5 0 ㎡		トレーニングセンター 2 1 5 ㎡				—				
(8) 経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設前年度	開設年度	完成年度			
		教員1人当たり研究費等	450千円	450千円	図書購入費	3,000千円	1,000千円	1,000千円			
	共同研究費等	5,000千円	5,000千円	設備購入費	32,900千円	3,000千円	2,000千円				
	学生1人当たり 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
		1,500千円	1,200千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円				
学生納付金以外の維持方法の概要		該当なし									

- (注) ・ 設置時の計画を、申請書の様式第2号(その1の1)に準じて作成してください。(複数のキャンパスに分かれている場合、複数の様式に分ける必要はありません。なお、「(1)校地等」及び「(2)校舎」は大学全体の数字を、その他の項目はAC対象学部等の数値を記入してください。)
- ・ 運動場用地が校舎敷地と別地にある場合は、その旨(所要時間・距離等)を「備考」に記入してください。
  - ・ 「(5)図書・設備」については、上段に完成年度の予定数値を、下段には平成25年5月1日現在の数値を記入してください。
  - ・ 昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更のあったものについては、変更部分を赤字で見え消し修正するとともに、その理由及び報告年度「(25)」を「備考」に赤字で記入してください。  
なお、昨年度の報告において赤字で見え消しした部分については、見え消しのまま黒字にしてください。
  - ・ 校舎等建物の計画の変更(校舎又は体育館の総面積の減少、建築計画の遅延)がある場合には、「建築等設置計画変更書」を併せて提出してください。